

資料3

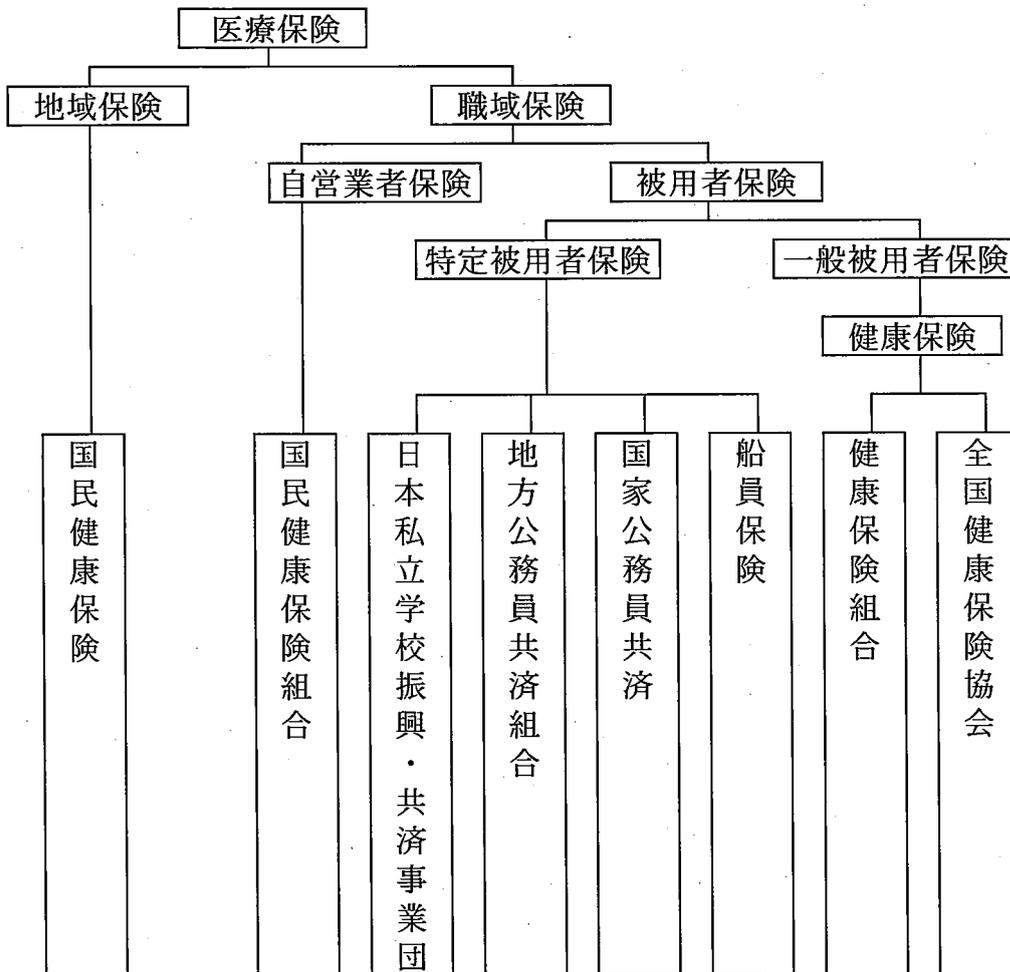
## 国民健康保険制度について

### 1 国民健康保険のしくみ

我が国では、すべての人がいずれかの医療保険に加入する（国民皆保険制度）。

国民健康保険（国保）は、その医療保険の一つで、病気やけがに備えて加入者が日ごろから収入に応じて保険料（税）を出し合い、必要な医療費に充てる相互扶助の制度である。

#### 〈医療保険の体系〉



注) 75歳以上は後期高齢者医療制度

### 2 国保が行っている事業

病気やけがをした時などのための「保険給付」や、普段からの健康の保持増進のための事業を行う。

### 3 国保に加入する人

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除く全ての人が、国保の加入者（被保険者）となる。

- ・お店などを経営している自営業の人
- ・農業や漁業などに従事している人
- ・パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- ・外国籍で、職場の健康保険などに加入せず、3カ月を超えて日本に滞在する人

[加入は世帯ごと]

国保では大人や子供・世帯の区別なく、一人一人が被保険者であるが、加入は世帯ごとで行い、世帯主が届け出る。(一般被保険者証と退職被保険者証に区分)

また、70歳以上75歳未満の被保険者には個人単位で高齢受給者証が交付される。

#### 4 国保の給付

加入者(被保険者)が病気やけがで医療にかかったときや、出産したとき、死亡したときなどに、医療費やその他の様々な給付を行う。

現物給付 …… 実際に診察、治療を受けるなど医療のサービスそのものを提供。

現金給付 …… 上記以外の現物給付ができないものについて、現金で支給。

(柔道整復、あんま、はり、きゅう、マッサージ、治療用装具等)

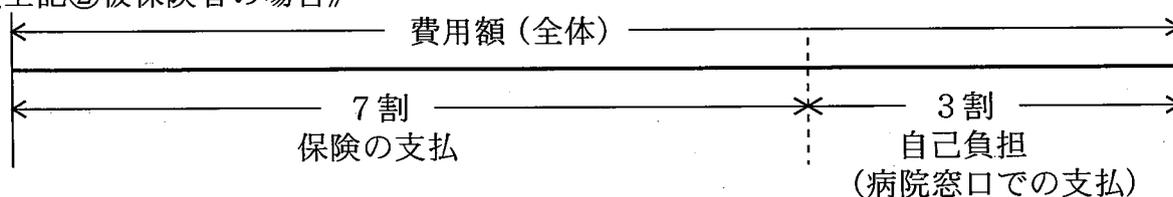
##### (1) 療養の給付

病院、診療所(医院)で医療にかかった費用の一部負担金を支払うだけで、残りの費用は国保で負担される。

	区 分	一部負担金割合	
①	小学校就学前	2 割	
②	小学校就学後 70歳未満	3 割	
③	70歳以上	一般	2 割
	75歳未満	一定以上所得者	3 割

←平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方は1割

《上記②被保険者の場合》



##### \*国保の給付が受けられない場合

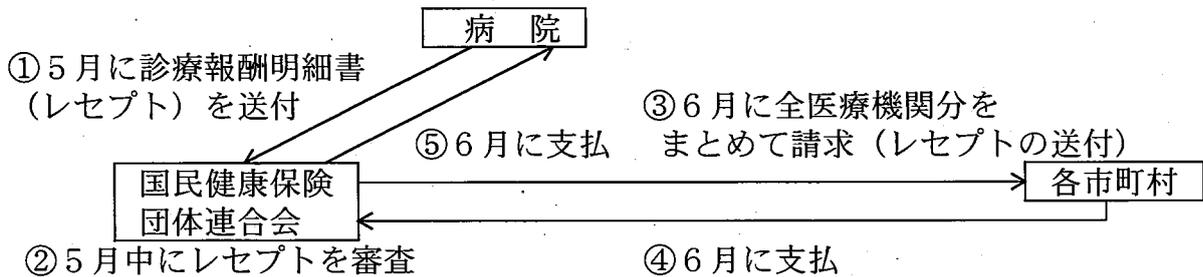
- ・健康診断・人間ドックや予防注射
- ・美容整形や歯列矯正
- ・正常な妊娠
- ・仕事上のけがや病気

##### \*給付が制限される場合

- ・罪を犯したときや、けんか・泥酔・故意によるけがや病気
- ・医師や保険者(市町村)の指示に従わなかったとき

## 《医療費の支払の流れ》

4月中に病院で診療を受けた場合



### (2) 入院時食事療養費の支給

入院中の食事にかかる費用のうち一部（標準負担額）を被保険者が負担し、残りを入院時食事療養費として国保が負担する。

### (3) 高額療養費の支給

同じ月内の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分が支給される。また、限度額認定証があれば窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる取扱い（現物給付化）となる場合がある。

### (4) 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の自己負担を合算して一定の限度額（年額）を超えた場合は、超えた分が支給される。

### (5) 療養費の支給

次のような場合、いったん全額自己負担となるが、申請により国保が審査し、決定すれば、自己負担分を除いた額が払い戻される。

- ・ 事故や急病でやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- ・ 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの治療用装具代がかかったとき
- ・ 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ・ 医師が必要と認めた手術などで生血を輸血したときの費用（第三者に限る）
- ・ 医師が必要と認めたはり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- ・ 海外渡航中にお医者さんにかかったとき（治療目的で渡航した場合は除く）

### (6) 移送費の支給

病気やけがの治療や入院、転院などで、緊急その他やむを得ない理由により自動車などを利用して移送の費用がかかったときは、申請し、保険者が必要と認めた場合に支給される。

### (7) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに支給される。妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給される。

### (8) 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

## 5 財 源

医療費の総額から本人一部負担及び前期高齢者交付金を除いた額の50%が公費負担として、残り50%が保険料(税)と財政安定化支援事業、高額医療費負担金及び保険基盤安定制度により賄われている。

本人一部負担金		
国民健康保険料(税)	定率国庫負担 32%	前期 高齢者 交付金
財政安定化支援事業	国財政調整交付金 9%	
高額医療費負担金	都道府県繰入金 9%	
保険基盤安定制度		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>保険料(税) : 50%</span> <span>公費負担 : 50%</span> </div>		

## 6 保険料(税)

### (1) 保険料(税)の決め方

その年に予測される医療費から、国などから補助金と病院などで支払う一部負担金などを差し引いた分を世帯数や所得、資産などに応じて割り振り、公平に負担するよう決められる。

応益割	平等割	一世帯にいくらかと計算
	均等割	世帯の加入者数に応じて計算
応能割	所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
	資産割	世帯の加入者の資産に応じて計算

\* 所得が一定の基準を下回る世帯については、7割、5割、2割の国保料(税)の軽減を受けることができる。

### (2) 保険料(税)の納め方

国保では一人一人が被保険者であるが、加入は世帯ごととなり、納入通知は世帯主に送付される。もし、世帯主本人が職場の健康保険などに加入していて、国民健康保険の加入者ではない場合でも、保険料(税)納付の義務は世帯主にある。

\* 保険料(税)を納めるのは、届け出をしたときからではなく、国保の被保険者としての資格を得たときからである。

\* 65歳以上75歳未満の人の保険料徴収は、年金からの天引きか口座振替等の方法で納めるか、選択できる。

## 7 退職者医療制度

会社や役所などを退職して年金を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受ける（平成27年度以降、新規適用はなし）。

### (1) 対象となる人

次の条件すべてにあてはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者が対象となる。

- ・国保に加入している人
- ・65歳未満の人
- ・厚生年金や各種共済年金などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降通算10年間以上の人

### (2) 対象となる日

年金の受給権が発生した日が退職被保険者となる日である。

### (3) 財源

退職被保険者等の医療費は、退職被保険者等からの保険料（税）及び被用者保険の保険者等が拠出する拠出金（療養給付費交付金）によって賄われている。

収入	支出
保険料（税）	医療の給付
療養給付費交付金	

